

平成26年度

事業概要

名古屋市食肉衛生検査所

はじめに

名古屋市では市民の食の安全・安心の確保を図るため、毎年「名古屋市食品衛生監視指導計画」を策定しています。平成 27 年度の重点事項として、1.HACCP を用いた衛生管理の推進、2.食品表示法施行への対応、3.食肉の生食等による食中毒防止対策、4.ノロウイルスによる食中毒防止対策の 4 点を挙げています。

HACCP の普及については、食品の安全性の向上、輸出促進、輸入食品の安全確保等の観点から昨年 4 月にと畜場法施行規則が改正され今年 4 月 1 日から施行されています。将来的な HACCP の義務化を見据えつつ、従来の衛生措置基準に加え、新たに HACCP 導入型基準が規定されました。名古屋市南部と畜場は、HACCP 導入型基準で衛生管理を行う事が決定されており、南部市場管理事務所、卸売会社、と畜業者からなる HACCP チームを結成して HACCP 導入に向けた議論を進めています。検査所は関係団体からの相談対応、HACCP 講習等の指導・助言を行い、連携を図りながら HACCP 導入を推進したいと考えています。

食肉の生食については、平成 24 年 7 月に牛レバーの生食用としての販売・提供を禁止して以降、一部の飲食店において豚の肝臓を生食用として提供していることが判明しました。豚については、E 型肝炎ウイルス、食中毒菌、寄生虫が豚の血液やレバー等から検出され、公衆衛生上のリスクが特に高いと結論付けられ、今年 6 月に法的に豚肉（内臓を含む）の生食提供が禁止されました。南部市場内関係団体、出入り業者等への情報提供を行うと共に、市場に見学に来られる一般消費者の皆様に対しリーフレット等を配布して周知、啓発を図っている所です。

食品の表示は、これまで食品衛生法、J A S 法及び健康増進法の 3 つの法律に規定されていた食品の表示に関する部分が一元化された食品表示法が今年 4 月 1 日から施行されています。南部市場から出荷される牛肉、豚肉、内臓等の表示に関して引き続き監視指導を行っていきます。

食品を取り巻く環境は急速な勢いで変化しています。今後とも、安全安心で衛生的な食肉を市民の皆様を提供するため、検査員一同、知識の習得と技術の研鑽に努めて参ります。

ここに平成 26 年度の事業概要を取りまとめましたので、ご高覧いただければ幸いです。

平成 27 年 9 月

名古屋市食肉衛生検査所
所長 中西 俊明

目 次

はじめに

第1章 食肉衛生検査所の概要

1 沿革	1
2 組織・機構	3
3 検査所職員配置	3
4 食肉衛生検査所長委任規則	4
5 名古屋市食肉衛生検査所処務規程	5
6 公所長以下代決規程	6
7 職員の勤務時間の特例等に関する規程(抜すい)	6
8 特殊勤務手当規則(抜すい)	7
9 と畜検査手数料等	7
10 食肉衛生検査所(建物)平面図	8
11 検査関係主要備品	9
12 名古屋市南部と畜場、市場施設の規模(主な設備)	10
13 食肉衛生検査所への交通案内図	11
14 南部市場全図	12

第2章 と 畜 検 査

1 と畜検査の概要	14
(1) と畜検査頭数	14
(2) と畜検査の結果に基づく措置について	14
(3) 精密検査	14
(4) その他	14
2 と畜検査頭数	15
(1) 月別と畜検査頭数	15
(2) と畜検査頭数の推移(平成22年度～平成26年度)	15
(3) 産地別と畜検査頭数	16
3 と畜検査結果に基づく措置	17
(1) とさつ禁止、解体禁止及び廃棄件数(原因別)	17
(2) 全部廃棄	18
(3) 一部廃棄	21
(4) 事故畜と室におけると畜検査(再掲)	24

4	精密検査件数	25
(1)	総数	25
(2)	牛	26
(3)	こ牛	27
(4)	豚	28
5	精密検査結果	29
(1)	食肉中の残留動物用医薬品検査結果	29

第3章 衛生監視指導

1	衛生監視指導	30
(1)	食品衛生監視指導	30
(2)	と畜衛生指導	30
2	微生物等汚染検査	30
(1)	と体ふきとり	30
(2)	その他ふきとり等	31
(3)	と体ふきとり検査結果	31

第4章 食鳥検査

1	食鳥検査の概要	32
2	微生物汚染検査	32
(1)	検査件数	32
(2)	検査結果	32
3	食肉中の残留動物用医薬品検査結果(食鳥肉)	33

第5章 その他

1	講習会、見学等実施回数および参加者	34
2	研修	35
3	教育・研究用の検体採取に対する協力	36
4	作業衛生責任者講習会の実施	36

第6章 調査研究

1	研究発表	37
	豚の右肩部および頸部腫瘍	37
	豚の腎臓腫瘍	38
	豚枝肉胸部の解体作業工程別微生物汚染状況調査	39
2	研究・発表一覧(平成17年度～平成26年度)	42

第 1 章 食肉衛生検査所の概要

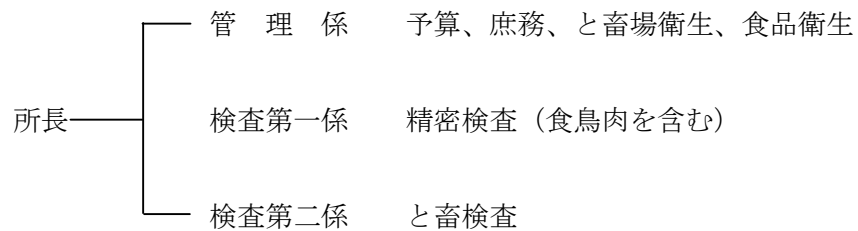
1 沿革

昭和 6 年 9 月	中川区高畑町東大門 14 に名古屋市立屠場開場	
昭和 25 年 5 月	屠場法改正により屠場検査事務が政令市に委譲され、名古屋市保健福祉局の所管となる。	と畜検査員 3 名
昭和 28 年 8 月	屠場法が廃止となり、と畜場法が制定される。	
昭和 30 年 10 月	愛知県西春日井郡山田村の名古屋市への合併により、私営小田井と畜場の検査を衛生局が担当する。	
	名古屋市と畜場 3 名 小田井と畜場 2 名	計 5 名
昭和 37 年 4 月	公衆衛生課検査第一係、検査第二係となり、検査第一係は名古屋市と畜場、検査第二係は小田井と畜場の検査を担当する。	
	検査第一係 4 名 検査第二係 4 名	計 8 名
昭和 40 年 3 月	小田井と畜場改築	
昭和 40 年 6 月	食肉衛生検査所(課長公所)を設立し、管理・検査・小田井検査の 3 係をおく。	
	所長(課長)1 名 管理係 2 名 検査係 6 名 小田井検査係 5 名	計 14 名
昭和 41 年 3 月	食肉衛生検査所建物完成	
昭和 45 年 3 月	増設工事完成(微生物室、その他)	
昭和 45 年 4 月	管理係、検査第一係、検査第二係、検査第三係に機構を改革し 4 係となる。	
	所長(課長)1 名 管理係 4 名 検査第一係 3 名 検査第二係 9 名	
	検査第三係(小田井と畜場) 5 名	計 22 名
昭和 46 年 4 月	検査第一係 4 名となる。	計 23 名
昭和 48 年 4 月	検査第三係 7 名となる。	計 25 名
昭和 48 年 6 月	小田井と畜場検査室改築完成	
昭和 49 年 4 月	検査第二係 10 名となる。	計 26 名
昭和 59 年 4 月	検査第一係 5 名となる。	計 27 名
昭和 63 年 1 月	増設工事完成(所長室、会議室、更衣室、その他)	
平成 元年 12 月	庁舎改修工事完成	
平成 3 年 3 月	庁舎改修(倉庫、車庫)	
平成 3 年 4 月	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に伴う検査業務の開始。	
平成 5 年 11 月	庁舎改修工事完成(微生物室拡張、理化学室排気設備増設)	
平成 6 年 4 月	主幹(小田井と畜場の衛生検査事務・検査第三係長兼務) 1 名	
平成 6 年 6 月	小田井と畜場休場(平成 8 年 3 月廃止)	
平成 7 年 4 月	検査第三係(小田井と畜場担当)がなくなり 3 係となる。	
	所長(課長)1 名 主幹 1 名 管理係 4 名 検査第一係 5 名	
	検査第二係 13 名	計 24 名
平成 8 年 11 月	庁舎改修工事完成(女性用施設充実、理化学・病理検査室の分離・拡張等)	
平成 8 年 12 月	と畜場法省令一部改正(HACCP の概念の導入)	
平成 10 年 4 月	衛生検査担当の主幹 1 名減員	計 23 名
平成 12 年 4 月	組織変更に伴い健康福祉局と名称変更	

平成 14 年 4 月	検査第一係 7 名となる。	計 25 名
平成 15 年 4 月	検査第二係 14 名となる。	計 26 名
平成 16 年 4 月	管理係 5 名 検査第二係 14 名(うち嘱託 2 名)となる。	計 27 名
平成 17 年 4 月	検査第二係 15 名となる。	計 28 名
平成 18 年 4 月	検査第一係 8 名、検査第二係 16 名(うち嘱託 2 名)となる。	計 30 名
平成 19 年 2 月	中央卸売市場南部市場の開場に伴い、食肉衛生検査所を移転。名古屋 市南部と畜場でと畜検査を開始。	
平成 25 年 4 月	検査第二係 16 名(うち嘱託 3 名)となる。	計 30 名
平成 26 年 4 月	管理係 6 名(うち嘱託 1 名) 検査第一係 6 名となる。	計 29 名

2 組織・機構

市長—副市長—健康福祉局長—健康福祉局副局長—健康部長—食肉衛生検査所長



3 検査所職員配置

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		事務職員	と畜検査員	と畜検査補助員	計
所 長			1		1
管 理 係	係 長	1			6
	主 事	1			
	獣医師		3		
	嘱 託			1	
検査第一係	係 長		1		6
	獣医師		5		
	嘱 託				
検査第二係	係 長		1		16
	獣医師		12		
	嘱 託			3	
計		2	23	4	29

4 食肉衛生検査所長委任規則

昭和 45 年 4 月 1 日

規則第 39 号

最終改正平成 26 年規則第 99 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 153 条第 1 項の規定により、次に掲げる事務は、食肉衛生検査所長に委任する。

- (1) 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 28 条による報告の請求及び臨検検査又は収去に関すること(と畜場及び名古屋市中央卸売市場南部市場に係るものに限る。)
- (2) 食品衛生法第 30 条第 2 項による監視又は指導に関すること(と畜場及び名古屋市中央卸売市場南部市場に係るものに限る。)
- (3) 食品衛生法第 54 条による行政処分に関すること(と畜場及び名古屋市中央卸売市場南部市場に係るものに限る。)
- (3) の 2 と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)第 7 条第 6 項(第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。))による届出の受理に関すること。
- (4) と畜場法第 13 条による届出の受理及び指示に関すること。
- (5) と畜場法第 14 条による検査及びと畜場法施行令(昭和 28 年政令第 216 号)第 5 条による許可に関すること。
- (6) と畜場法第 16 条による措置に関すること。
- (7) と畜場法第 17 条による報告の徴収又は立入検査に関すること。
- (8) と畜場法第 18 条による施設の使用制限又は停止命令に関すること。
- (9) 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成 14 年法律第 70 号)第 7 条第 2 項による牛の脳及びせき髄その他の厚生労働省令で定める牛の部位を学術研究の用に供するため又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)に規定する医薬品、医療機器及び再生医療等製品の試験検査の用に供するための許可に関すること。

附 則(平成 26 年規則第 99 号)

この規則は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

5 名古屋市食肉衛生検査所処務規程

昭和 40 年 6 月 16 日

達第 23 号

最終改正 平成 19 年達第 3 号

第 1 条 名古屋市食肉衛生検査所(以下「検査所」という。)は、健康福祉局健康部に属し、所長その他必要な職員を置く。

第 2 条 所長は、上司の命を受けて所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 所長に事故があるときは、あらかじめ所長の定めた職員がその職務を代理する。

第 3 条 検査所に次の組織を置く。

管理係

検査第一係

検査第二係

2 係の分掌事務は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 文書の收受、発送及び公印の管守に関する事。
- (2) 人事及び予算経理に関する事。
- (3) 検査手数料の徴収に関する事。
- (4) と畜場及びその使用者の衛生保持の監視に関する事。
- (5) と畜場及び中央卸売市場南部市場における食品衛生に関する事。
- (6) 他係の主管に属しない事。

検査第一係

- (1) 肉、内臓等の精密検査に関する事。
- (2) 中央卸売市場南部市場における移入肉等の検査に関する事。
- (3) 人獣共通感染症の調査に関する事。
- (4) 食鳥肉等の収去検査等に関する事。

検査第二係

- (1) と畜場におけるとさつ又は解体の検査に関する事。
- (2) と畜場におけるとさつ又は解体の禁止並びに肉、内臓等の廃棄その他の措置命令に関する事。
- (3) 病畜隔離、と畜場の消毒その他の措置命令に関する事。

3 係に係長を置く。

4 係長は、所長の命を受け、主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

5 所長は、特別の必要があると認めるときは、第 2 項の規定にかかわらず、事務を処理させることができる。

第 4 条 所長は、毎月 10 日及び毎年 1 月末日までに、それぞれその前月分及び前年度の事業成績を健康部長に報告しなければならない。

附 則 (平成 19 年達第 3 号)

この達は、平成 19 年 2 月 18 日から施行する。

6 公所長以下代決規程

昭和 40 年 3 月 27 日達第 2 号
最終改正 平成 22 年達第 38 号

別表第 2 健康福祉局の項中
食肉衛生検査所長

- 1 と畜場法第 5 条第 2 項による処理する獣畜の種類及び 1 日当たりの頭数の制限に関すること。
- 2 と畜場法第 8 条（第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）による解任命令に関すること。

附 則（平成 22 年達第 38 号）
この達は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

7 職員の勤務時間の特例等に関する規程（抜すい）

昭和 49 年 4 月 1 日達第 8 号
最終改正 平成 23 年達第 27 号

食肉衛生検査所分

局	課又は公所等	職員の範囲	勤 務 時 間 等			
			勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
健康福祉局	食肉衛生検査所	全職員	A	午前 8 時から 午後 4 時 30 分まで	45 分	日曜日及び 土曜日
			B	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 15 分まで	45 分	
			C	午前 8 時から 午後 4 時 45 分まで	60 分	
			D	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	60 分	

8 特殊勤務手当規則（抜すい）

平成 15 年 3 月 31 日規則第 67 号

最終改正 平成 23 年規則第 41 号

食肉衛生検査所関係分

勤 務 内 容	勤務内容の細分	手 当	
		金 額	備 考
と畜場又は中央卸売市場南部市場における作業	と 畜 検 査 員 の 業 務	日額 1,000 円	1 日につき 3 時間 50 分以上勤務の職員。3 時間 50 分未満勤務の職員は半額
	と畜検査員の補助業務	日額 850 円	

9 と畜検査手数料等

(1) と畜検査手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）

牛・馬	子牛・子馬・豚・山羊・めん羊
700 円／頭	300 円／頭

(2) と畜検査等証明手数料（名古屋市手数料条例）

1 件当たり 300 円

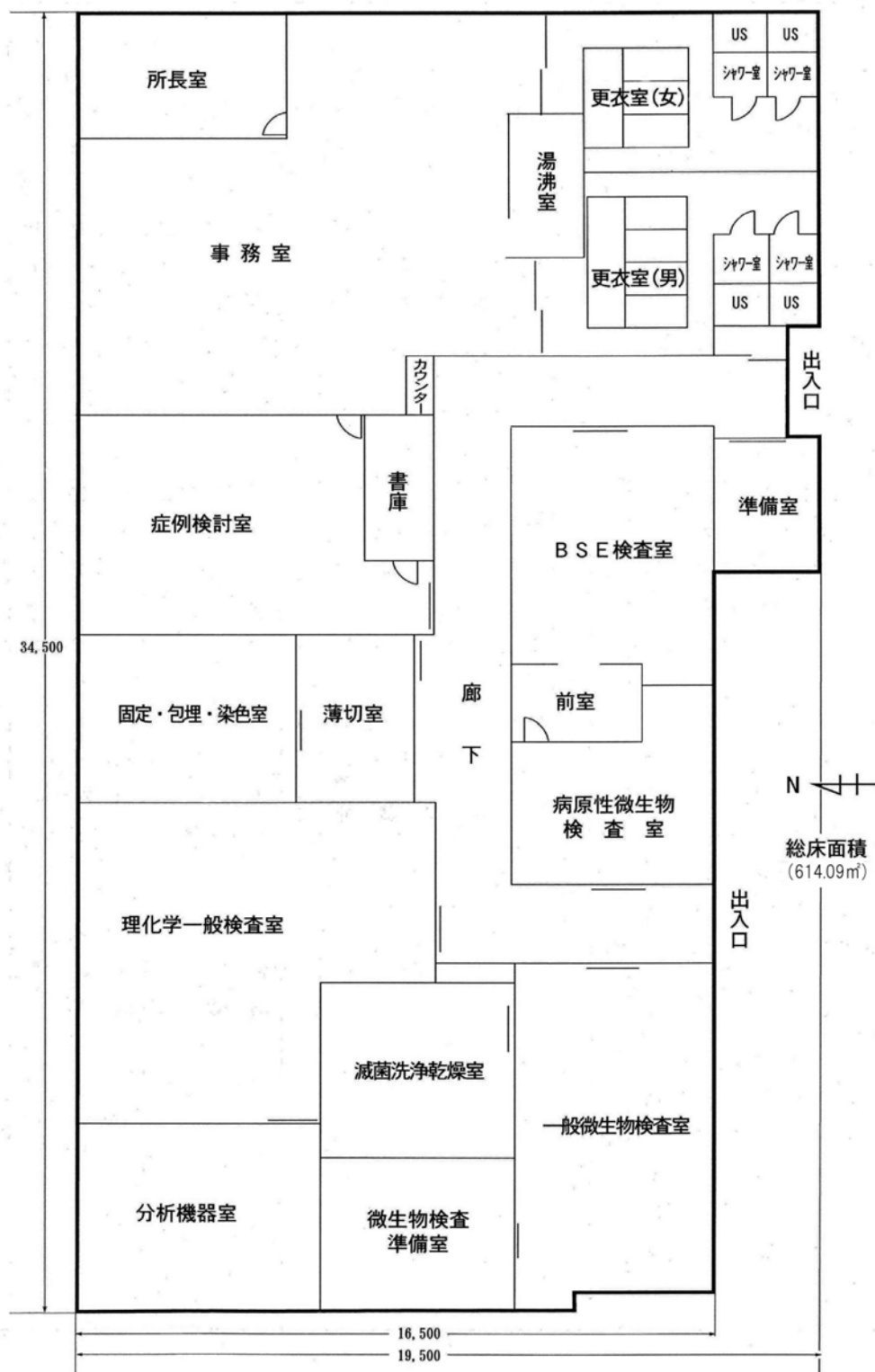
(3) と畜場使用料（名古屋市南部と畜場条例）

区 分	牛	こ牛・豚	豚（大貫）
と畜場使用料（外税）	2,200 円／頭	720 円／頭	720 円／頭

(4) とさつ解体料

区 分	牛	牛(経産牛)	こ牛・豚	豚（大貫）
とさつ解体料（外税）	4,500 円／頭	5,500 円／頭	1,000 円／頭	2,200 円／頭

10 食 肉 衛 生 検 査 所 （ 建 物 ） 平 面 図



11 検査関係主要備品

微生物関係		病理関係		理化学関係	
電子てんびん	2	電子てんびん	1	セミミクロてんびん	1
冷蔵・冷凍庫	1	冷蔵・冷凍庫	1	冷蔵・冷凍庫	1
メディカルフリーザー	1	解体用電動鋸	1	電子てんびん	3
煮沸消毒器	1	カメラ	2	直示てんびん	1
オートクレーブ	3	恒温槽	1	薬品用冷蔵庫	1
乾熱滅菌器	1	自動固定包埋装置	1	自動血球計数装置	2
ろ過装置	1	ティッシュエンベディングコンソール	1	血清分析システム	1
ミキサー(かくはん器)	1	ミクロトーム	2	ポケット線量計	1
マイクロチューブミキサー	1	凍結切片作製装置	1	pHメーター	2
ストマッカー	1	パラフィン伸展器	1	遠心機	2
クリーンベンチ	2	パラフィン溶融器	1	振とう機	3
コロニーカウンター	2	スライドケース	2	純水製造装置	1
実体顕微鏡	1	スライド映写装置	1	超音波洗浄器	5
光学顕微鏡	2	テレビ受像機	1	ユニスタン	2
蛍光顕微鏡	1	光学顕微鏡	1	ホモジナイザー	2
ウォーターバス	2	顕微鏡写真撮影装置	1	分注器	4
ふらん器	4	ビデオカメラ	1	ドラフトチャンバー	3
ガスパック嫌気ジャー	6	顕微鏡ティーチング装置	1	ユニポンプ	2
低温恒温槽	6	デジタル画像処理機能付顕微鏡	1	高速液体クロマトグラフ	2
PCR法機器一式	1	薬品用冷蔵庫	1	(紫外・可視検出器	
ビーズ用マグネット	2	遠心機	1	蛍光検出器	
中心温度計	3			多波長検出器)	
最高最低温度計	1			インテリジェントフローメーター	1
温度データログ	1			恒温器	1
アルミブロック	3			溶媒回収装置	2
細胞破碎機	2			かくはん機	4
マイクロプレートウォッシャー	1			線量計	1
遠心機	3			濃縮装置	2
プレートリーダー	2				
乾燥器	1				
製氷機	1				
恒温槽	3				

12 名古屋市南部と畜場、市場施設の規模(主な設備)

施 設 概 要			
敷 地 面 積	60, 721 m ²		
延 床 面 積	27, 059 m ²		
本 館 棟	22, 830 m ²		
処 理 棟	4, 229 m ²		
	牛	豚	
係 留 所	係留能力	100 頭	840 頭(+大貫 30 頭)
と 畜 解 体	最大処理数	100 頭／日	1, 000 頭／日
冷 蔵 庫	枝肉冷却室収容頭数	200 頭	1, 000 頭
せ り 室		90 席	36 席
部分肉加工施設	処理能力	150 頭／日	400 頭／日
	設置室数	7 室	1 室
排 水 処 理	と畜解体の排水処理	1, 680 m ³ ／日、3 次方式	
焼 却 処 理	[焼却炉(200kg／時)+排ガス処理]×2 系列		
脱 臭 設 備	本館棟	： (薬液洗浄+活性炭)方式	処理風量 800 m ³ ／分
	処理棟	： (薬液洗浄+活性炭)方式	処理風量 185 m ³ ／分
	活性炭方式		処理風量 600 m ³ ／分
洗 車 場	4 台分(10t 車×2 4t 車×2)		
車両消毒設備	2 ヶ所 (生体搬入車両・一般用)		

13 食肉衛生検査所への交通案内図



交通のご案内

●自動車

- ・名古屋高速4号東海線 (名古屋方面から) 船見IC出口降りてすぐ
- ・伊勢湾岸自動車道路 名港潮見ICから約10分
- ・名四国道 竜宮ICから約7分
- ・中部国際空港から 車で約40分 (セントレアライン・知多半島道路経由)

●電車

- ・名古屋鉄道常滑線 大同町駅・柴田駅より徒歩25分

●市バス

- ・船見町バス停より徒歩10分

名古屋市食肉衛生検査所 (名古屋市中心卸売市場南部市場内)

名古屋市港区船見町1番地の39 (〒455-0027)

電話 052-611-4929

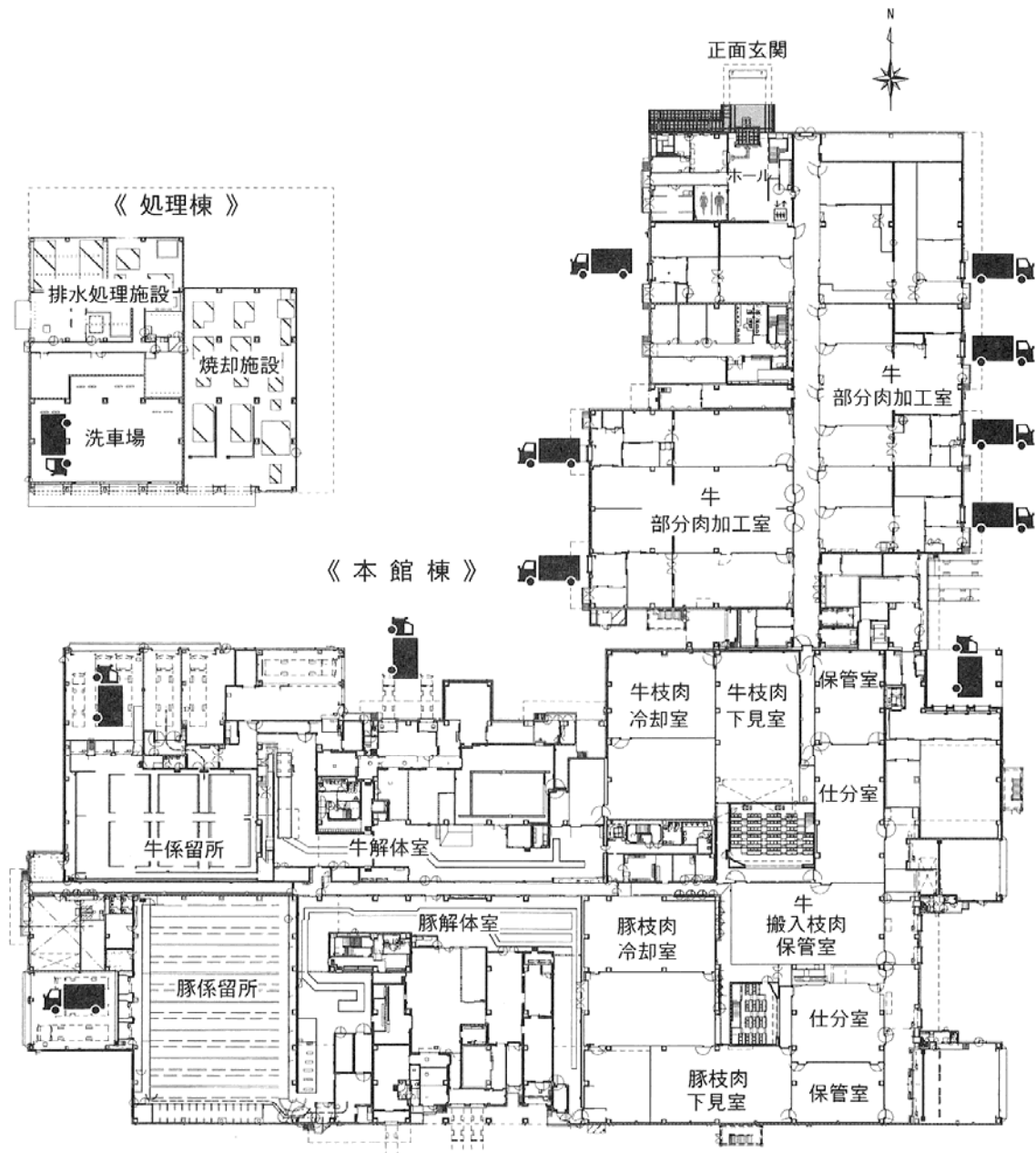
FAX 052-611-7566

E-Mail a6114929@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

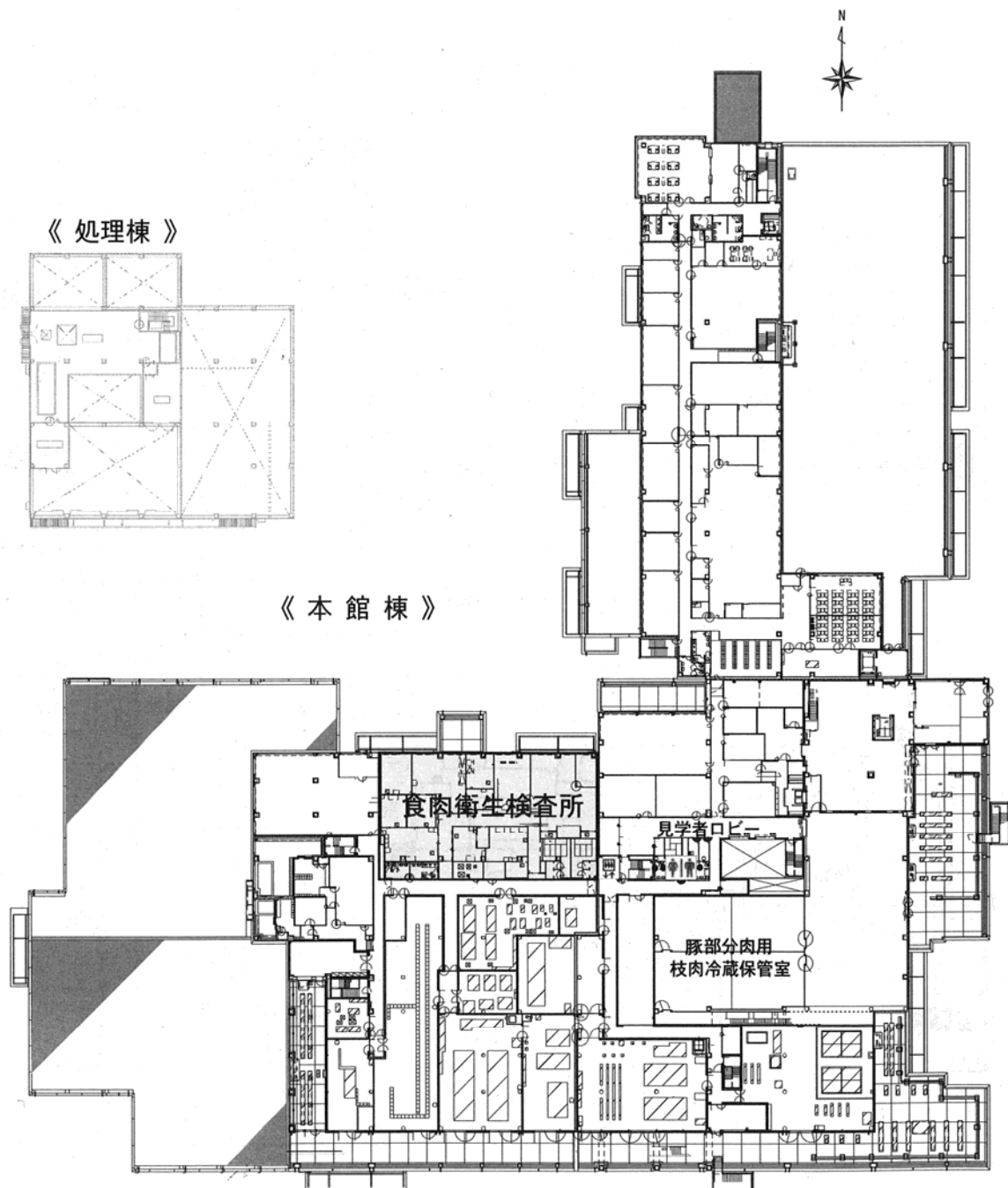
ホームページ

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-14-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

14 南部市場全図（名古屋市南部と畜場） 1 階



南部市場全図（名古屋市南部と畜場）2階



第2章 と 畜 検 査

1 と畜検査の概要

(1) と畜検査頭数

総と畜検査頭数は、208,494 頭で、前年度に比較して 15,416 頭の減であった。

畜種別内訳は、牛 7,716 頭（前年度より 542 頭の減）、豚 200,763 頭（前年度より 14,883 頭の減）、こ牛は 15 頭（前年度より 9 頭の増）であった。

(2) と畜検査の結果に基づく措置について

と畜検査の結果、廃棄等の措置を講じたものの内訳は次のとおりであった。

ア 全部廃棄・・・・・・・・147 頭

（全部廃棄の内訳）

牛（13 頭）・・・・尿毒症 7、水腫 3、牛白血病 2、敗血症 1

豚（132 頭）・・・・膿毒症 68、敗血症 38、豚丹毒 6、黄疸 6、水腫 6、腫瘍 6、変性又は萎縮 2

こ牛（2 頭）・・・・膿毒症 1、尿毒症 1

イ 一部廃棄・・・・・・・・97,951 頭

総頭数に占める一部廃棄頭数の割合は 47.0%にあたり、「炎症または炎症産物による汚染」の廃棄数が一部廃棄総数の 84.1%を占めている。

(3) 精密検査

精密検査延頭数は、197 頭（牛 90 頭、こ牛 15 頭、豚 92 頭）であった。

検査項目別延件数は、4,386 件であり、そのうち敗血症のための検査が、52.8%を占めた。病理検査は主に腫瘍を中心とした肉眼的には不明な病気の解明等に、理化学検査は、尿毒症・黄疸等を中心に実施した。また、1,421 頭（牛 98 頭、豚 1,323 頭）に対し、食肉中の残留動物用医薬品検査を行った。

(4) その他

ア 調査・研究

と畜検査業務は、常に学術・検査技術の研鑽が求められているため、当所においても業務研修・調査・研究を行い、検査技術資質の向上に努めている。またこれにより得られた知見を学会、研修等で発表した。

イ 教育・研究機関に対する協力

教育・研究機関がと畜場で行う、牛の器官の検体採取に対する協力をを行った。

また、各種機関からの研修要請を受けこれに応えている。

ウ 消費者等に対する広報教育活動

食肉衛生知識の向上をはかるため、と畜場見学者に対し衛生講習会を実施するほか、食肉・食品関連のイベントにおいて、リーフレットの配布やパネル展示等を行った。また、保健所等が開催する講習会に講師を派遣した。

エ と畜検査証明等

関係業者からの申請に基づき、と畜検査証明書を交付した（牛 210 件、豚足 5 件、豚原皮 1 件）。

2 と畜検査頭数

(1) 月別と畜検査頭数

(単位：頭)

月	検査 日数	計	牛			こ牛	豚
			肉用種	乳用種	牛計		
計	251	208,494	6,362	1,354	7,716	15	200,763
4	21	17,846	510	123	633	－	17,213
5	21	15,502	528	99	627	1	14,874
6	20	15,174	405	112	517	－	14,657
7	22	16,583	544	125	669	1	15,913
8	19	15,974	453	97	550	2	15,422
9	21	17,813	449	123	572	－	17,241
10	22	18,672	644	109	753	2	17,917
11	20	17,302	820	117	937	5	16,360
12	23	19,657	661	118	779	3	18,875
1	21	18,534	495	107	602	－	17,932
2	19	17,256	439	104	543	1	16,712
3	22	18,181	414	120	534	－	17,647

(2) と畜検査頭数の推移(平成22年度～26年度)

(単位：頭)

年 度	22	23	24	25	26
牛	10,374	11,372	10,305	8,258	7,716
こ 牛	4	10	8	6	15
豚	222,081	213,915	215,681	215,646	200,763

(3) 産地別と畜検査頭数

(単位：頭)

出荷地	25年度	26年度	牛	こ牛	豚
総 計	223, 910	208, 494	7, 716	15	200, 763
北海道	127	1	1	－	－
岩手	2	－	－	－	－
栃木	415	336	336	－	－
群馬	12	－	－	－	－
千葉	12	－	－	－	－
富山	－	32	32	－	－
福井	617	479	－	－	479
長野	674	481	170	－	311
岐阜	48, 568	45, 475	330	－	45, 145
静岡	2, 229	2, 236	442	－	1, 794
愛知	149, 877	142, 215	5, 117	15	137, 083
三重	18, 023	13, 896	35	－	13, 861
滋賀	1, 836	2, 017	－	－	2, 017
鳥取	77	73	－	－	73
島根	－	6	6	－	－
長崎	12	－	－	－	－
宮崎	825	743	743	－	－
鹿児島	604	504	504	－	－

3 と畜検査結果に基づく措置

(1) とさつ禁止、解体禁止及び廃棄件数（原因別）

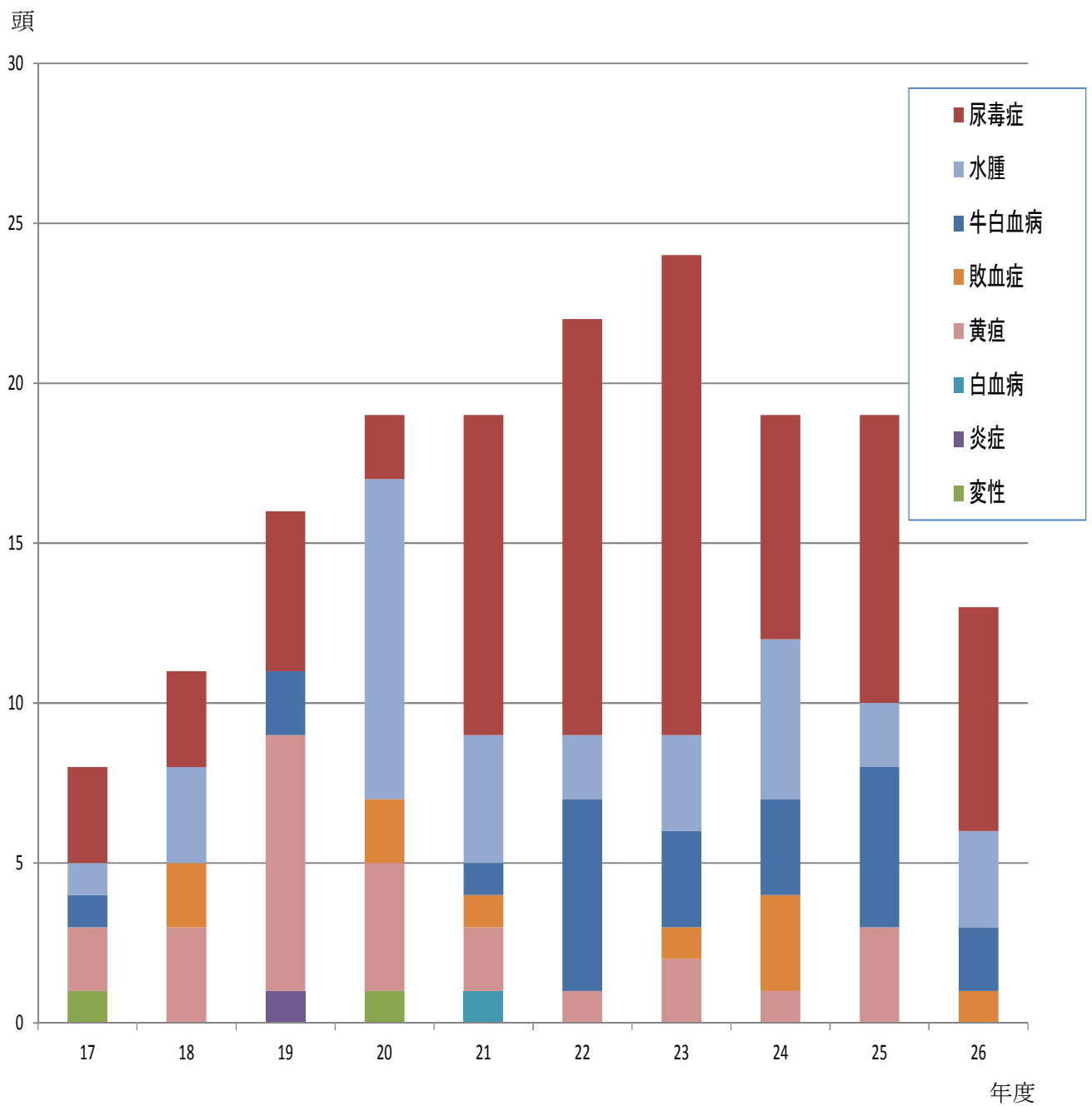
畜種処分 疾病		25年度			26年度			牛			こ牛			豚		
		禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
廃 棄 実 頭 数		-	155	125,155	-	147	97,951	-	13	5,085	-	2	13	-	132	92,853
計		-	155	133,000	-	147	104,909	-	13	6,570	-	2	22	-	132	98,317
細菌病	炭 素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	豚 丹 毒	-	8	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-
	サルモネラ症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	結 核 病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ブルセラ病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	破 傷 風	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放 線 菌 病	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	1	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウイルス・ リケッチア病	豚 コ レ ラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	5	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
原虫病	トキソプラズマ病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寄生虫病	の う 虫 病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ジストマ病	-	-	17	-	-	5	-	-	5	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の疾病	膿 毒 症	-	37	-	-	69	-	-	-	-	-	1	-	-	68	-
	敗 血 症	-	79	-	-	39	-	-	1	-	-	-	-	-	38	-
	尿 毒 症	-	9	-	-	8	-	-	7	-	-	1	-	-	-	-
	黄 疸	-	7	1	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-
	水 腫	-	7	530	-	9	531	-	3	181	-	-	-	-	6	350
	腫 瘍	-	2	20	-	6	13	-	-	1	-	-	-	-	6	12
	中 毒 諸 症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	炎症又は炎症物による汚染	-	-	116,310	-	-	88,237	-	-	3,340	-	-	13	-	-	84,884
	変性又は萎縮	-	1	2,850	-	2	2,344	-	-	954	-	-	1	-	2	1,389
	伝達性海綿状脳症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	13,272	-	-	13,777	-	-	2,088	-	-	7	-	-	11,682

(2) 全部廃棄：全身性の疾病・異常がある場合、獣畜の肉・内臓・皮等、1頭全てを廃棄する措置
 ア 全部廃棄理由

(単位：頭)

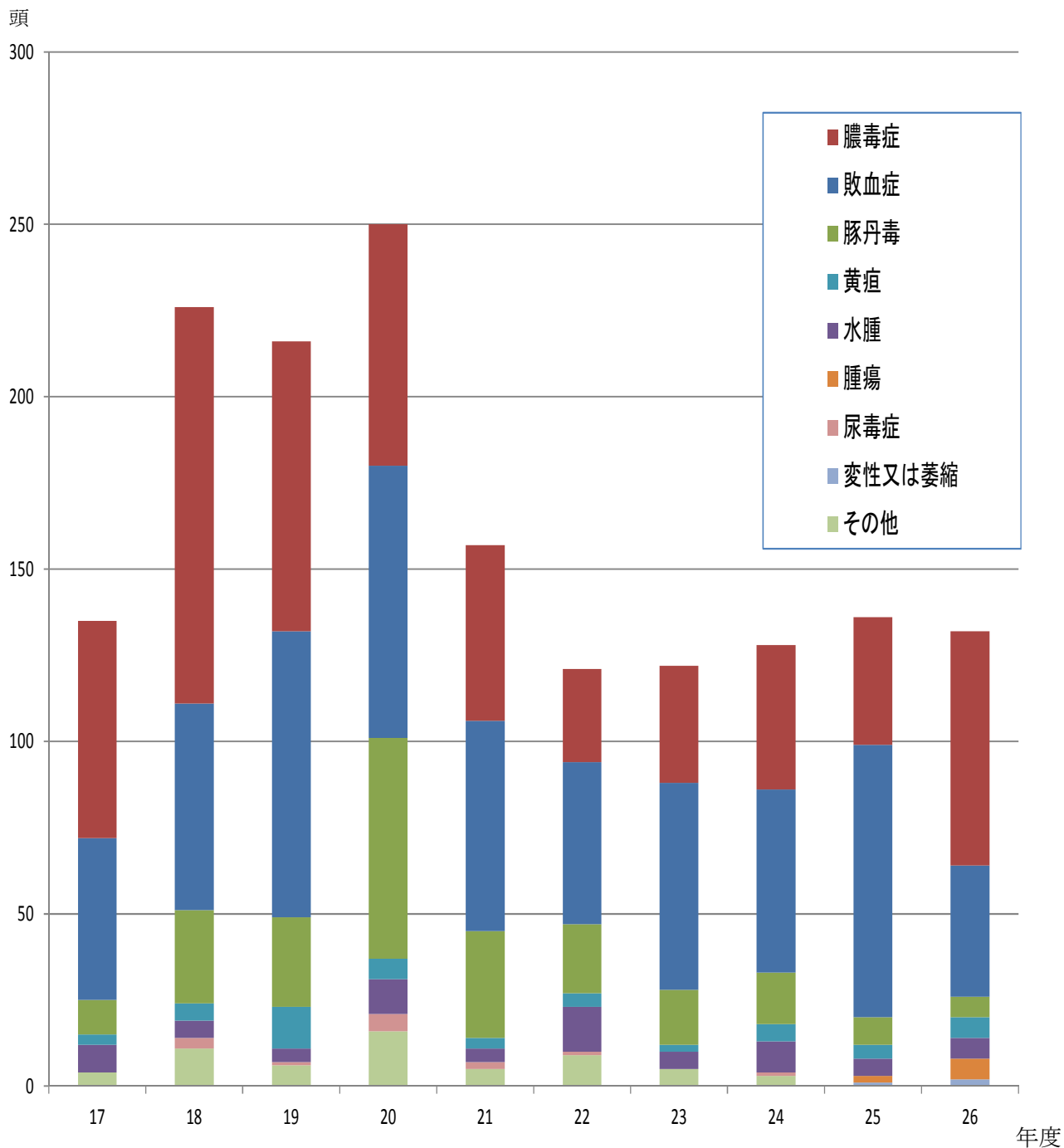
区 分	牛	こ牛	豚
膿 毒 症	—	1	68
敗 血 症	1	—	38
尿 毒 症	7	1	—
豚 丹 毒	—	—	6
黄 疸	—	—	6
水 腫	3	—	6
腫 瘍	—	—	6
牛 白 血 病	2	—	—
変 性 又 は 萎 縮	—	—	2
計	13	2	132

イ 全部廃棄頭数の推移＜牛＞



年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
検査頭数	8,142	7,781	13,409	12,664	10,953	10,374	11,372	10,305	8,258	7,716
全部廃棄 頭 数	8	11	16	19	19	22	24	19	19	13
割合 (%)	0.10	0.14	0.12	0.15	0.17	0.21	0.21	0.18	0.23	0.17

ウ 全部廃棄頭数の推移＜豚＞



年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
検査頭数	185, 812	190, 323	219, 968	223, 527	231, 249	222, 081	213, 915	215, 681	215, 646	200, 763
全部廃棄頭 数	135	226	216	250	157	121	122	128	136	132
割合 (%)	0. 07	0. 12	0. 10	0. 11	0. 07	0. 05	0. 06	0. 06	0. 06	0. 07

- (3) 一部廃棄：疾病・異常が全身性ではなく獣畜の一部分に限られる場合、該当する部分を廃棄する措置

ア 一部廃棄件数

No.	疾病名	牛	こ牛	豚	合計
検査頭数		7,716	15	200,763	208,494
1	肝包膜炎	17	2	3,181	3,200
2	肝炎	2,312	9	9,495	11,816
3	胆管炎	375	－	－	375
4	肝小葉壊死	62	－	－	62
5	肝蛭症	5	－	－	5
6	脂肪肝	119	－	634	753
7	肝富脈斑	2	－	－	2
8	好酸球性小葉間静脈炎	29	－	－	29
9	肝膿瘍	136	－	48	184
10	肝硬変	3	－	15	18
11	うっ血肝	60	－	81	141
12	肝その他	－	－	8	8
13	肝臓腫瘍	1	－	1	2
14	褪色肝	9	－	96	105
15	鋸屑肝	329	－	－	329
16	壊死性肝炎	2	－	－	2
17	のう胞肝	－	－	2	2
18	寄生虫性肝炎	－	－	7,179	7,179
19	肝混濁	－	－	27	27
20	巨大肝脾症	－	－	1	1
21	心外膜炎	23	－	5,952	5,975
22	心筋変性	4	－	4	8
23	心筋出血	24	－	19	43
24	心肥大	6	－	149	155
25	心筋炎	1	－	1	2
26	心筋膿瘍	－	－	5	5
27	肺炎	271	9	－	280
28	胸膜炎	278	－	9,336	9,614
29	異物吸入肺	21	－	－	21
30	血液吸入肺	783	1	3,540	4,324

No.	疾病名	牛	こ牛	豚	合計
31	肺膿瘍	14	1	3,368	3,383
32	肺気腫	141	－	14	155
33	豚流行性肺炎(MPS)	－	－	34,170	34,170
34	胸膜肺炎(ヘモ、APP)	－	－	9,451	9,451
35	化膿性肺炎	28	－	596	624
36	胃炎	6	－	－	6
37	小腸炎	68	－	－	68
38	腸炎	14	－	9,194	9,208
39	大腸炎	12	－	－	12
40	胃腸炎	45	13	－	58
41	直腸周囲脂肪壊死	151	－	－	151
42	腸間膜脂肪壊死	93	－	－	93
43	腸間膜リンパ節乾酪壊死	－	－	572	572
44	腸気泡症	－	－	73	73
45	臍ヘルニア	－	－	1,588	1,588
46	増殖性腸炎	－	－	409	409
47	横隔膜膿瘍[サガリ]	1	－	－	1
48	横隔膜変性[サガリ]	33	1	－	34
49	横隔膜炎[サガリ]	89	3	－	92
50	横隔膜膿瘍	19	－	－	19
51	横隔膜変性	11	1	－	12
52	横隔膜炎	36	3	1,642	1,681
53	腎その他	－	－	2	2
54	腎炎	73	6	335	414
55	腎周囲脂肪壊死	163	－	－	163
56	腎膿瘍	8	－	31	39
57	腎変性	1	－	61	62
58	腎結石	5	－	－	5
59	腎点状出血	3	1	47	51
60	腎梗塞	1	－	5	6

No.	疾病名	牛	こ牛	豚	合計
61	腎臓腫瘍	-	-	1	1
62	のう胞腎	2	-	1,324	1,326
63	萎縮腎	1	1	59	61
64	腎芽腫	-	-	2	2
65	腹膜炎	-	-	7,479	7,479
66	頭部膿瘍	-	-	21	21
67	頭部放線菌症	1	1	-	2
68	膀胱炎	2	-	1	3
69	膀胱結石	2	-	-	2
70	子宮内膜炎	-	-	2	2
71	脾腫	-	-	2	2
72	脾炎	5	-	7	12
73	捻転脾	-	-	4	4
74	筋肉膿瘍	53	-	6,704	6,757
75	筋肉出血	1,225	6	4,978	6,209
76	筋肉変性	138	-	496	634
77	筋肉水腫	181	-	350	531
78	関節炎	1	-	530	531
79	骨折	5	1	158	164
80	異所骨形成	-	-	42	42
81	黒色腫(メラノーマ)	-	-	8	8
82	筋肉外傷	-	-	1	1
83	脱臼	1	1	11	13
84	そ径ヘルニア	-	-	14	14
85	会陰ヘルニア	-	-	3	3
86	脊椎膿瘍	-	-	223	223
87	尾咬症	-	-	99	99
88	鼻炎	-	-	1	1

(4) 事故畜と室におけると畜検査(再掲)

生体検査で疾病・異常が疑われた獣畜等は一般のと室ではなく、専用の事故畜と室でとさつ解体及びと畜検査を実施した。

ア 月別検査頭数

(単位：頭)

区 分	牛	こ牛	豚	計
4 月	9	—	149	158
5	5	1	106	112
6	5	—	96	101
7	4	1	118	123
8	5	2	149	156
9	7	—	164	171
1 0	8	2	170	180
1 1	12	5	149	166
1 2	7	3	144	154
1	3	—	118	121
2	6	1	134	141
3	4	—	135	139
計	75 (0.97%)	15 (100%)	1,632 (0.81%)	1,722 (0.83%)

注：(%)は、各畜種ごとの全検査頭数に占める割合を示す。

イ 検査結果

(単位：頭)

（単位：頭）

区 分		牛	こ牛	豚	計
事 故 畜 検 査		75	15	1,632	1,722
と 殺 ・ 解 体 禁 止		—	—	—	—（—％）
全部廃棄	と 畜 場 法 に よ る	11	2	67	80（4.6％）
	食 品 衛 生 法 に よ る	—	—	—	—（—％）
一 部 廃 棄		63	13	1,212	1,288 （74.8％）

注：(%)は事故畜と室における検査頭数に占める割合を示す。

4 精密検査件数

(1)総 数

検査項目 病 名		延 検 査 頭 数	病 名 決 定 頭 数	検 査 検 体 数	細菌検査			原 虫 検 査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		そ の 他 の 検 査	延 検 査 件 数
					直 接 鏡 検	培 養 検 査	同 定		血 液 検 査	細 胞 診	組 織 検 査	そ の 他	血 球 検 査	血 清 検 査	そ の 他	エ ライ ザ	そ の 他		
総 数		197	71	1,079	242	1,574	900	87	2	24	109	103	625	623	37	14	-	46	4,386
病 畜 の 一 般 検 査		73		73	145			73					509	503					1,230
敗 血 症		66	38	720	66	1,440	803								6				2,315
膿 毒 症		1	1	1	2			1					7	8					18
豚 丹 毒	(敗 血 症 型)	3	3	34	3	68	27											2	100
	(皮 膚 型)	2	2	13		26	52												78
	(関 節 炎 型)	6	1	48		40	18											1	59
トキソプラズマ病																			-
腫 瘍		4	4	43						8	45	43							96
牛 白 血 病		2	2	33	2			1	1	5	35	31	14	13				1	103
白 血 病		2	2	30					1	11	29	29	6	2					78
黄 疸		10	6	27	4			2					21	28	7			10	72
尿 毒 症		8	8	32	14			7					47	45	24			24	161
水 腫		5	3	9	6			3					21	24				6	60
炎 症																			-
変 性		1	1	2														2	2
伝達性海綿状脳症		14		14												14			14
萎 縮 性 鼻 炎																			-
サルモネラ症																			-
そ の 他																			-

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(2)畜種 牛

検査項目 病 名		延 検 査 頭 数	病 名 決 定 頭 数	検 査 検 体 数	細菌検査			原 虫 検 査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		そ の 他 の 検 査	延 検 査 件 数
					直 接 鏡 検	培 養 検 査	同 定		血 液 検 査	細 胞 診	組 織 検 査	そ の 他	血 球 検 査	血 清 検 査	そ の 他	エ ライ ザ	そ の 他		
総 数		90	12	150	143	-	-	72	1	5	35	31	507	504	23	14	-	30	1,365
病 畜 の 一 般 検 査		60		60	119			60					418	414					1,011
敗 血 症																			-
膿 毒 症																			-
豚 丹 毒	(敗 血 症 型)																		-
	(皮 膚 型)																		-
	(関 節 炎 型)																		-
トキソプラズマ病																			-
腫 瘍																			-
牛 白 血 病		2	2	33	2			1	1	5	35	31	14	13				1	103
白 血 病																			-
黄 疸		2		6	4			2					14	16	2			2	40
尿 毒 症		7	7	28	12			6					40	37	21			21	137
水 腫		5	3	9	6			3					21	24				6	60
炎 症																			-
変 性																			-
伝 達 性 海 綿 状 脳 症		14		14												14			14
萎 縮 性 鼻 炎																			-
サ ル モ ネ ラ 症																			-
そ の 他																			-

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(3)畜種 二牛

検査項目 病 名		延 検 査 頭 数	病 名 決 定 頭 数	検 査 検 体 数	細菌検査			原 虫 検 査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		そ の 他 の 検 査	延 検 査 件 数
					直 接 鏡 検	培 養 検 査	同 定		血 液 検 査	細 胞 診	組 織 検 査	そ の 他	血 球 検 査	血 清 検 査	そ の 他	エ ライ ザ	そ の 他		
総 数		15	2	18	30	-	-	15	-	-	-	-	105	105	3	-	-	3	261
病 畜 の 一 般 検 査		13		13	26			13					91	89					219
敗 血 症																			-
膿 毒 症		1	1	1	2			1					7	8					18
豚 丹 毒	(敗 血 症 型)																		-
	(皮 膚 型)																		-
	(関 節 炎 型)																		-
トキソプラズマ病																			-
腫 瘍																			-
牛 白 血 病																			-
白 血 病																			-
黄 疸																			-
尿 毒 症		1	1	4	2			1					7	8	3			3	24
水 腫																			-
炎 症																			-
変 性																			-
伝達性海綿状脳症																			-
萎 縮 性 鼻 炎																			-
サルモネラ症																			-
そ の 他																			-

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(4)畜種 豚

検査項目 病 名		延検査頭数	病名決定頭数	検査検体数	細菌検査			原虫検査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		その他の検査	延検査件数
					直接鏡検	培養検査	同定		血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他		
総 数		92	57	911	69	1,574	900	-	1	19	74	72	13	14	11	-	-	13	2,760
病 畜 の 一 般 検 査																			-
敗 血 症		66	38	720	66	1,440	803								6				2,315
膿 毒 症																			-
豚丹毒	(敗血症型)	3	3	34	3	68	27											2	100
	(皮膚型)	2	2	13		26	52												78
	(関節炎型)	6	1	48		40	18											1	59
トキソプラズマ病																			-
腫 瘍		4	4	43						8	45	43							96
牛 白 血 病																			-
白 血 病		2	2	30					1	11	29	29	6	2					78
黄 疸		8	6	21									7	12	5			8	32
尿 毒 症																			-
水 腫																			-
炎 症																			-
変 性		1	1	2														2	2
伝達性海綿状脳症																			-
萎縮性鼻炎																			-
サルモネラ症																			-
そ の 他																			-

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

5 精密検査結果

(1) 食肉中の残留動物用医薬品検査結果

ア 検査頭数及び検査項目数

区 分		事故畜・保留畜			健 康 畜		
		牛	豚	計	牛	豚	計
検 査 頭 数		85	1,274	1,359	13	49	62
検 体 数		254	3,800	4,054	39	147	186
検 査 項 目 数 計		254	3,982	4,236	351	1,395	1,746
検 査 項 目	簡 易 検 査 法	254	3,800	4,054	39	147	186
	エ ト パ ベ ー ト	-	5	5	12	48	60
	オ キ シ ベ ン ダ ゾ ー ル	-	5	5	12	48	60
	オ ル メ ト プ リ ム	-	5	5	12	48	60
	ク ロ サ ン テ ル	-	5	5	12	48	60
	ク ロ ビ ド ー ル	-	5	5	12	48	60
	酢 酸 メ レ ン ゲ ス テ ロ ー ル	-	5	5	12	48	60
	ジ ク ラ ズ リ ル	-	5	5	12	48	60
	ス ル フ ァ キ ノ キ サ リ ン	-	5	5	12	48	60
	ス ル フ ァ ク ロ ル ビ リ ダ ジ ン	-	5	5	12	48	60
	ス ル フ ァ ジ ア ジ ン	-	5	5	12	48	60
	ス ル フ ァ ジ ミ ジ ン	-	5	5	12	48	60
	ス ル フ ァ ジ メ ト キ シ ン	-	5	5	12	48	60
	ス ル フ ァ チ ア ゾ ー ル	-	5	5	12	48	60
	ス ル フ ァ ド キ シ ン	-	5	5	12	48	60
	ス ル フ ァ ビ リ ジ ン	-	5	5	12	48	60
	ス ル フ ァ ベ ン ズ ア ミ ド	-	5	5	12	48	60
	ス ル フ ァ メ ト キ サ ゾ ー ル	-	5	5	12	48	60
	ス ル フ ァ メ ト キ シ ビ リ ダ ジ ン	-	5	5	12	48	60
	ス ル フ ァ メ ラ ジ ン	-	5	5	12	48	60
	ス ル フ ァ モ ノ メ ト キ シ ン	-	5	5	12	48	60
	チ ア ベ ン ダ ゾ ー ル	-	5	5	12	48	60
	ト リ メ ト プ リ ム	-	5	5	12	48	60
	酢 酸 ト レ ン ボ ロ ン	-	5	5	12	48	60
	ナ イ カ ル バ ジ ン	-	5	5	12	48	60
	フ ル ベ ン ダ ゾ ー ル	-	5	5	12	48	60
	5-プロピルスルホニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミン	-	5	5	12	48	60
	分 別 推 定 法	-	21	21	-	-	-
	テ ト ラ サ イ ク リ ン	-	10	10	-	-	-
	オ キ シ テ ト ラ サ イ ク リ ン	-	10	10	-	-	-
	ク ロ ル テ ト ラ サ イ ク リ ン	-	10	10	-	-	-
	ド キ シ サ イ ク リ ン	-	-	-	-	-	-
	ア ン ピ シ リ ン	-	-	-	-	-	-
	ベ ン ジ ル ペ ニ シ リ ン	-	1	1	-	-	-
	エ ン ロ フ ロ キ サ シ ン	-	-	-	-	-	-
	ダ ノ フ ロ キ サ シ ン	-	-	-	-	-	-
	オ ル ビ フ ロ キ サ シ ン	-	-	-	-	-	-

イ 行政処分

(単位:頭)

行 政 処 分	事故畜・保留畜			健 康 畜		
	牛	豚	検 出 薬 剤	牛	豚	検 出 薬 剤
食品衛生法による廃棄	—	—	—	—	—	—
と畜場法による廃棄	—	2	スルファモノキシン、トリメ プリム	—	—	—

第3章 衛 生 監 視 指 導

1 衛生監視指導

と殺解体工程の他、枝肉の冷蔵庫保管・入出庫時の取扱い、輸送時の取扱い等の衛生監視を行った。

5～8月には、生食用食肉の取扱い状況について監視指導を実施した。

また、夏期（7～8月）や、と畜頭数の増大する年末には、と畜関係業者に食肉や施設の衛生保持を喚起するため衛生監視を強化し、汚染源の排除や適切な温度・衛生管理を指導した。

（1）食品衛生監視指導

ア 許可を要する食品関係営業施設

区 分	施 設 数	監視指導件数
飲食店営業	1 施設	- 件
食肉処理業	9	457
食肉販売業	3	23
乳類販売業	1	-

イ 許可を要しない食品関係営業施設

区 分	施 設 数	監視指導件数
食品販売業	6 施設	32 件

（2）と畜衛生指導

と畜場の施設・設備、清掃状況、汚物・排水・廃棄物等の適正処理について監視するとともに、と殺解体作業における HACCP システムの考え方にそった衛生管理について指導助言した。また、微生物汚染検査を定期的の実施し、改善の必要な事項について市場管理者や作業管理者に通知・指導した。

2 微生物等汚染検査

牛 94 頭、豚 94 頭について枝肉のふきとり検査を実施した。このうち、牛 6 頭については再度ふきとり検査を実施したほか、牛 5 頭、豚 5 頭について工程別ふきとり検査を実施した。

（1）と体ふきとり

ア 微生物検査

区分	頭数	検体数	一般細菌数	大腸菌数	大腸菌群数	0157	026	0111	サルモネラ	黄色ブドウ球菌	カンピロバクター
牛	94	215	215	215	215	85	85	85	74	74	74
豚	94	203	203	203	203	-	-	-	74	74	74
計	188	418	418	418	418	85	85	85	148	148	148

イ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク質（GFAP）の残留量調査

検 体	頭数	検体数
牛枝肉	40	86

(2) その他ふきとり等

検 体	検体数	一般細菌数	大腸菌数	大腸菌群数	サルモネラ	カンピロバクター	黄色ブドウ球菌	0157	026	0111
食肉処理施設等	71	71	71	71	-	-	-	71	71	71

(3) と体ふきとり検査結果(再検査及び工程別ふきとりを除く)

ア 一般細菌数(1頭から2検体採取) /cm²

検 体	<10 ¹	<10 ²	<10 ³	<10 ⁴	<10 ⁵	計
牛 枝 肉	5	95	58	20	0	178
豚 枝 肉	15	84	72	7	0	178

イ 大腸菌数と大腸菌群数 (1頭から2検体採取) /cm²

検 体	大腸菌数		大腸菌群数	
	0	>0	<1.0	≥1.0
牛 枝 肉	152	26	155	23
豚 枝 肉	147	31	164	14

ウ 食中毒菌 /200cm²

検 体	サルモネラ		カンピロバクター		黄色ブドウ球菌	
	陰 性	陽 性	陰 性	陽 性	陰 性	陽 性
牛 枝 肉	74	0	73	1	74	0
豚 枝 肉	74	0	73	1	70	4

エ 腸管出血性大腸菌 O157 /200cm²

検 体	陰 性	陽 性	計
牛 枝 肉	71	3	74

オ 腸管出血性大腸菌 O26 /200cm²

検 体	陰 性	陽 性	計
牛 枝 肉	74	0	74

カ 腸管出血性大腸菌 O111 /200cm²

検 体	陰 性	陽 性	計
牛 枝 肉	74	0	74

キ GFAP /100cm²

検 体	陰 性	陽 性	計
牛 枝 肉	79	1	80

第4章 食鳥検査

1 食鳥検査の概要

市内食鳥処理場はすべて 30 万羽以下の認定小規模処理施設である。「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき管轄する保健所の食鳥検査員が監視指導を行い、冷却水・湯漬水の採取や拭き取り、鶏肉の収去を実施している。食肉衛生検査所は、これらの検体の微生物汚染検査及び残留動物用医薬品検査を行っている。

2 微生物汚染検査

(1) 検査件数

区 分	検体数	項目数	項 目 数 内 訳				
			生 菌 数	大腸菌群数	サルモネラ	カンピロバクター	黄色ブドウ球菌
総 数	50	207	50	50	50	50	7
処 理 水	13	52	13	13	13	13	－
ふきとり	30	120	30	30	30	30	－
さ さ み	7	35	7	7	7	7	7

(2) 検査結果

ア 処理水

区 分	検体数	生 菌 数 平 均 値 (／ml)	大腸菌群数 平 均 値 (／ml)	サルモネラ 検出検体数 (検出率)	カンピロバクター 検出検体数 (検出率)
湯 漬 水	3	2,600	－	0 (0%)	0 (0%)
冷 却 水	10	20,000	210	2 (20%)	1 (10%)

イ ふきとり

区 分	検体数	生 菌 数 平 均 値 (／c m ²)	大腸菌群数 平 均 値 (／c m ²)	サルモネラ 検出検体数 (検出率)	カンピロバクター 検出検体数 (検出率)
と 体	3	19,000	340	2 (67%)	0 (0%)
ま な 板	6	11,000	38	2 (33%)	0 (0%)
包 丁	6	143,500	330	2 (33%)	1 (17%)
製氷・冷蔵庫取手	4	13,000	160	2 (50%)	0 (0%)
カ ラ ン	5	2,500	8.5	0 (0%)	0 (0%)
そ の 他	6	9,800	30	1 (17%)	0 (0%)

ウ ささみ

ささみ	検体数	生菌数 平均値 (/g)	大腸菌群数 平 均 値 (/g)	サルモネラ 検出検体数 (検出率)	カンピロバクター 検出検体数 (検出率)	黄色ブドウ球菌 検出検体数 (検出率)
	7	84,000	2,400	3(43%)	1(14%)	1(14%)

3 食肉中の残留動物用医薬品検査結果(食鳥肉)

(1) 検査羽数及び検査項目数

区 分		食 鳥 肉
検 体 羽 数		4
検 体 数		4
検 査 項 目 数 計		108
検 査 項 目 内 訳	簡 易 検 査 法	4
	エ ト パ ベ ー ト	4
	オ キ シ ベ ン ダ ゾ ー ル	4
	オ ル メ ト プ リ ム	4
	ク ロ サ ン テ ル	4
	ク ロ ピ ド ー ル	4
	酢 酸 メ レ ン ゲ ス テ ロ ー ル	4
	ジ ク ラ ズ リ ル	4
	ス ル フ ァ キ ノ キ サ リ ン	4
	ス ル フ ァ ク ロ ル ピ リ ダ ジ ン	4
	ス ル フ ァ ジ ア ジ ン	4
	ス ル フ ァ ジ ミ ジ ン	4
	ス ル フ ァ ジ メ ト キ シ ン	4
	ス ル フ ァ チ ア ゾ ー ル	4
	ス ル フ ァ ド キ シ ン	4
	ス ル フ ァ ピ リ ジ ン	4
	ス ル フ ァ ベ ン ズ ア ミ ド	4
	ス ル フ ァ メ ト キ サ ゾ ー ル	4
	ス ル フ ァ メ ト キ シ ピ リ ダ ジ ン	4
	ス ル フ ァ メ ラ ジ ン	4
	ス ル フ ァ モ ノ メ ト キ シ ン	4
	チ ア ベ ン ダ ゾ ー ル	4
	ト リ メ ト プ リ ム	4
	酢 酸 ト レ ン ボ ロ ン	4
	ナ イ カ ル バ ジ ン	4
	フ ル ベ ン ダ ゾ ー ル	4
	5 - プ ロ ピ ル ス ル ホ ニ ル - 1 H - ベ ン ズ イ ミ ダ ゾ ー ル - 2 - ア ミ ン	4

(2) 検査結果

4 検体すべて合格であった。

第5章 そ の 他

1 講習会、見学等実施回数および参加者

参 加 者 数			うち他府県市からの参加者	
区 分	実施回数	参加者	実施回数	参加者
計	29 回	570 人	3 回	42 人
4 月	—	—	—	—
5 月	2	38	—	—
6 月	5	44	2	9
7 月	4	67	—	—
8 月	4	74	—	—
9 月	3	62	—	—
10 月	6	164	—	—
11 月	1	33	1	33
12 月	1	35	—	—
1 月	1	23	—	—
2 月	2	30	—	—
3 月	—	—	—	—

2 研修

月 日	内 容	受講者 ○発表者
5 月 14～16 日	全国食肉衛生検査所協議会病理部会第 68 回病理研修会及び役員会	○橋本
5 月 29 日	セミナー「液体クロマトグラフの基礎と上手な使い方」	井上
6 月 11 日～7 月 4 日	国立保健医療科学院食肉衛生検査研修	井上
7 月 16～17 日	全国食肉衛生検査所長会議及び第 50 回全国食肉衛生検査所協議会記念大会	中西
7 月 29 日	第 22 回豊橋市食肉衛生検査所情報交換会	島崎、松本
9 月 26 日	第 32 回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会総会及び研修会	松本
10 月 22～23 日	全国食肉衛生検査所協議会東海・北陸ブロック研修会及び食肉衛生技術検討会	中西
10 月 24 日	と畜場、食鳥処理場における HACCP 導入研修会	島崎
11 月 5～7 日	全国食肉衛生検査所協議会病理部会第 69 回病理研修会及び役員会	○佐橋
11 月 19 日	全国食肉衛生検査所協議会微生物部会第 34 回総会・研修会	大川
1 月 19～20 日	食肉衛生技術研修会及び衛生発表会	對馬
1 月 23 日	と畜場、食鳥処理場における HACCP 導入研修会	丹羽
2 月 4 日	第 23 回豊橋市食肉衛生検査所情報交換会	木田、橋本
2 月 6 日	平成 26 年度食品衛生業務報告会	○岩

3 教育・研究用の検体採取に対する協力

医学研究や学校教育等には、一般には流通しない新鮮な牛豚の臓器等が必要とされる場合がある。これらの状況に対応するため、関係者と調整を図り、検体採取への協力を行った。

協 力 先	畜 種 別 臓 器 ・ 部 位		件 数
	牛	豚	
愛 知 県 農 業 総 合 試 験 場	卵巣	—	6
計			6

4 作業衛生責任者講習会の実施

と畜業者の4名から受講申込みがあり、計12科目24時間の講習を6日間（7/15、7/22、7/29、8/5、8/19、8/26）かけて実施した。

第6章 調 査 研 究

豚の右肩部および頸部腫瘍

名古屋市食肉衛生検査所 橋本 幸江

動物名：豚 品種：雑種 性別：雌 年齢：約6ヶ月齢
病歴：不明

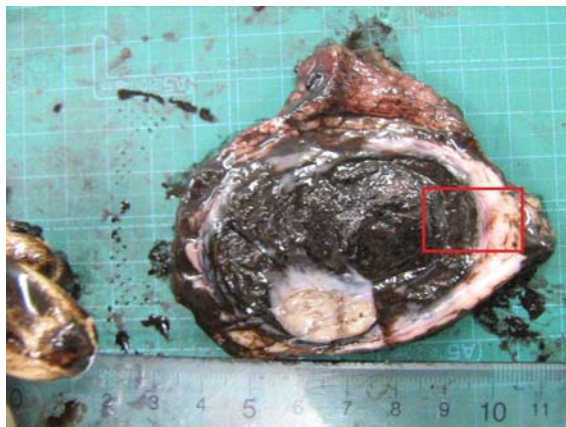
生体所見：一般畜として搬入され、特に著変は認められなかった。

肉眼所見：枝肉検査時に右肩部脂肪に直径2cmほどの類円形の黒色腫瘍と、右側頸部筋肉内に6×8×5cmの結合組織で覆われた黒色腫瘍がみられた。また、縦隔リンパ節・浅頸リンパ節・腋窩リンパ節の黒色化がみとめられた。頸部胸腺内にも軽度の黒色化がみられた。二つの腫瘍の断面はどちらも黒色泥状であった。腎臓、腎リンパ節、内側腸骨リンパ節には特に著変はみられなかった。

組織所見：右肩部脂肪と右側頸部筋肉内にみとめられた黒色腫瘍には多数の褐色色素顆粒を含む細胞の増殖がみられた。それらの細胞は著しい大小不同を呈し、中には多核のものもあったが、核の分裂像はみとめられなかった。縦隔リンパ節は固有構造が崩れ、褐色色素顆粒を含む大小不同な細胞の浸潤増殖がみられた。浅頸リンパ節、腋窩リンパ節、頸部胸腺にも同様な細胞が少数みられた。右肩部脂肪、右側頸部腫瘍、縦隔リンパ節、浅頸リンパ節、腋窩リンパ節、頸部胸腺で増殖していた細胞内の褐色色素顆粒は過マンガン酸カリウム-シュウ酸法にて漂白されたのでメラニン色素であると判定した。腎リンパ節、内側腸骨リンパ節の辺縁にも褐色色素顆粒が散見されたが、これらは同法で漂白されなかった。腎臓には著変はみとめなかった。

固定方法：20%中性緩衝ホルマリン溶液

切り出し部位：



↑ 右側頸部筋肉内腫瘍断面より切り出し

行政処分：一部廃棄（黒色腫）

組織診断名：右肩部および頸部の悪性黒色腫

疾病診断名：右肩部および頸部の悪性黒色腫

豚の腎臓腫瘍

名古屋市食肉衛生検査所 佐橋 祐磨

動物名：豚 品種：雑種 性別：雌 年齢：約6か月

病歴：健康畜として搬入され不明

生体所見：特に異常は見られなかった。

内臓所見：右腎臓の腎門部から背側に突出する6×4×3cm大の腫瘍を認めた。この腫瘍は線維性の被膜に覆われていた。その断面は膨隆し、乳白色で弾力があった。

また、右腎臓の腎盂内にも4×4×3cm大の腫瘍を認めた。腎盂内の腫瘍の断面は白色で硬固感があり、不規則な分葉状を呈していた。周囲腎組織との境界は明瞭で、これら二つの腫瘍は腎門部でわずかに連絡していた。

左腎臓及び他の臓器には異常は認めなかった。

組織所見：腎盂内の腫瘍部は結合組織の増生により正常部と境界明瞭に区画され、腫瘍細胞が島状あるいは索状に増殖していた。腫瘍細胞の核は円形～紡錘形を呈し大小不同で、クロマチンに富み、不規則に増殖し核分裂像も散見された。また、その増殖巣の中に大小様々な腺管構造や原糸球体様構造を認めた。腺管構造を構成している細胞は立方～円柱状で円形～楕円形のクロマチンに富んだ核を持つ上皮様細胞であった。

腎門部から突出していた腫瘍においても同様の所見が得られた。

固定方法：20%中性緩衝ホルマリン液

切り出し部位（図示）：

行政処分：一部廃棄（腫瘍）

組織診断名：豚の腎芽腫（上皮型）

疾病診断名：豚の腎芽腫



豚枝肉胸部の解体作業工程別微生物汚染状況調査

名古屋市食肉衛生検査所 岩 賢

はじめに

当所では定期的に牛および豚枝肉のふき取り検査を実施し、その検査成績をもとにと畜業者への衛生指導を行っている。平成 24 年度および 25 年度に実施したふき取り検査では、同じ日にと殺・解体された枝肉であっても、散発的に高い細菌数を示す検体が認められた。このような検体では、解体作業時に何らかの汚染があったと考えられるが、これまでの調査では解体作業終了後の枝肉を対象としているため、どの作業工程で汚染されたか特定できなかった。そこで今回、豚枝肉胸部の汚染原因を究明するため、解体作業工程別の検証とその改善策を検討した。

方法

1. 豚解体作業工程別の汚染状況調査

豚 5 頭について、皮むき（スキナー）前後・背割り後・水切り前・予冷室の 5 箇所では枝肉胸部を 100cm² ふき取り、各工程における枝肉胸部の 1cm² あたりの生菌数を算出した。検査方法は厚生労働省の通知「枝肉の微生物検査実施要領」に基づいて行った。図 1 の①～⑤は豚解体作業工程におけるふき取り実施位置を示している。

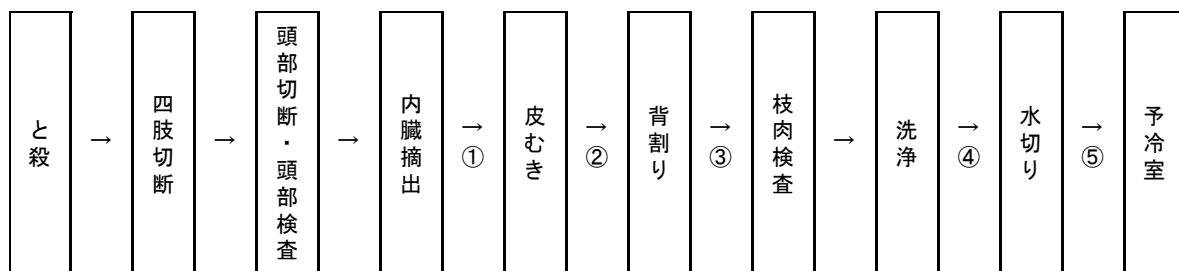


図 1 豚解体作業工程

2. 改善策の検討及び実施

豚解体作業工程別の汚染状況調査結果を衛生管理責任者および作業衛生責任者に情報提供し、検査所と畜業者の意見交換会において改善策を検討した。

3. 改善策実施後のふき取り検査

改善策実施後、豚 5 頭について、皮むき（スキナー）前後と予冷室の 3 箇所では枝肉胸

部を 100cm² ふき取り、各工程における枝肉胸部の 1cm² あたりの生菌数を算出した。検査方法は厚生労働省の通知「枝肉の微生物検査実施要領」に基づいて行った。

結果

1. 豚解体作業工程別の汚染状況調査

検査した 5 頭の一般生菌数の平均値は、皮むき前で 10⁰ オーダー、皮むき後で 10² オーダーだった。また、皮むき後から予冷室までは 10² オーダーを維持していた。(図 2)

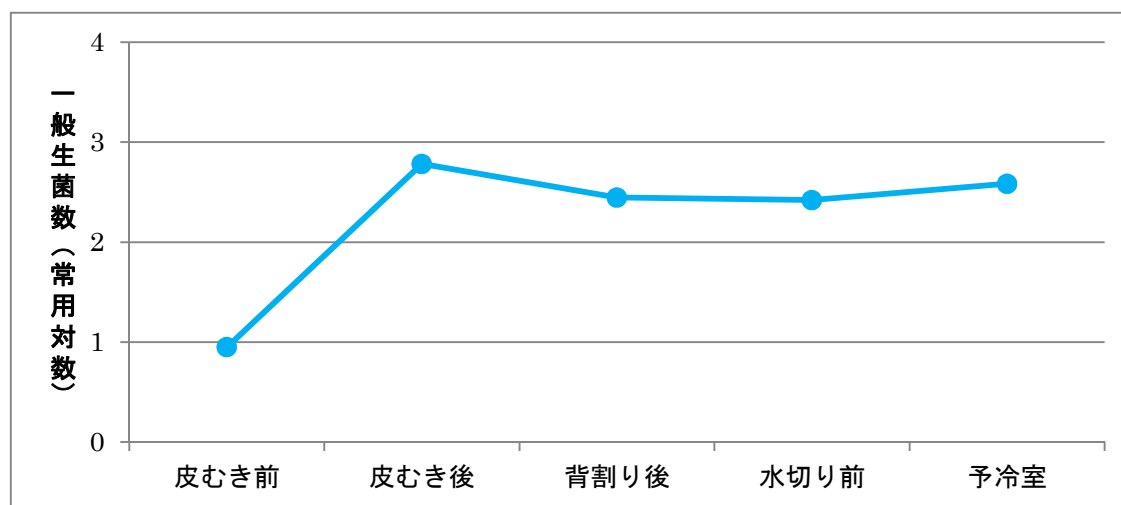


図 2 工程別豚胸部の生菌数推移

2. 改善策の検討及び実施

検査所とと畜業者の意見交換会において、以下の問題点が挙げられた。

- ① 横型スキナーは、剥皮する個体の外皮に接触した部分が、剥皮された直後の枝肉表面に接触するという欠陥がある。
- ② スキナーの消毒用の熱湯を放出する温湯消毒装置の不具合により、十分な量の熱湯が放出されない状況がある。
- ③ スキナー担当者は、1 頭剥皮処理するごとに手指の洗浄・消毒が十分にできていない。

また、上記の改善策を検討したところ、以下の改善が実施された。

- ① 1 頭剥皮処理するごとに十分な量の熱湯が放出されるよう温湯消毒装置を調整した。
- ② スキナー担当者に対し、1 頭剥皮処理するごとに手指の洗浄・消毒を十分にするよう徹底させた。

3. 改善策実施後のふき取り検査

検査した 5 頭の一般生菌数の平均値は、皮むき前で 10^1 オーダー、皮むき後で 10^2 オーダーだった。皮むき後から予冷室までは 10^2 オーダーを維持していた。(図 3)

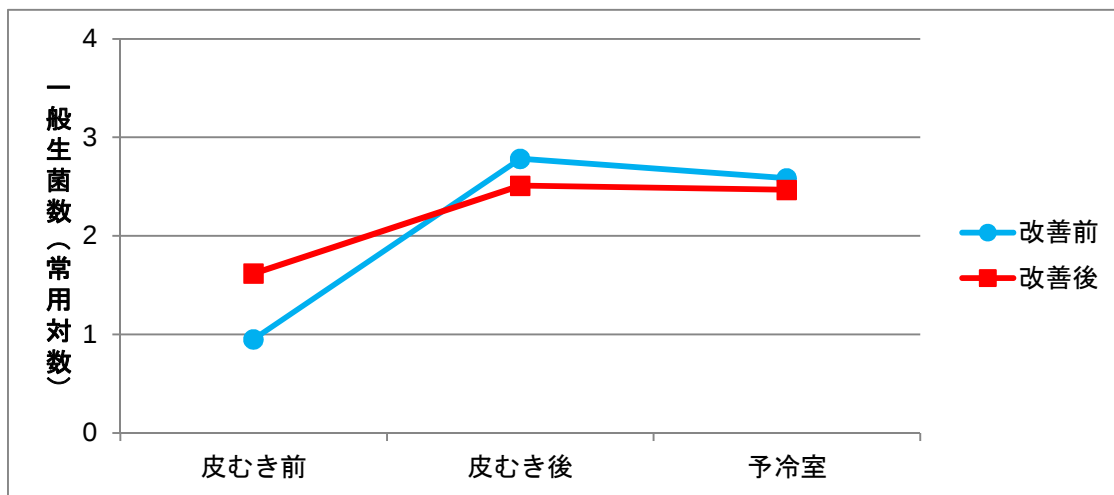


図 3 改善策実施前後における工程別豚胸部の生菌数推移

考察

豚解体作業工程別の汚染状況調査の結果より、皮むき後に顕著に一般生菌数が増加していることから、豚枝肉胸部の大きな汚染要因としてスキンナーによる皮むき工程が疑われた。と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 94 号）では、「と体または枝肉に直接接触する機械器具の消毒は、摂氏 83 度以上の温湯を使用すること」と定められており、スキンナーはと体及び枝肉に直接接触し外皮により汚染されることから、温湯消毒装置が設置されている。しかし、当と畜場では温湯消毒装置の不具合により、十分な量の熱湯が放出されていない状況であった。この装置の不具合が、皮むき後の一般生菌数増加の原因であると考えられた。また、枝肉に触れるスキンナー担当者の手指を介した交差汚染の可能性も疑われた。そこで、と畜業者と協議し改善策を実施したところ、1 頭剥皮処理するごとに十分な量の熱湯が放出されるようになり、スキンナー担当者の手指についても十分に洗浄・消毒するようになった。その結果、改善前では皮むき前から皮むき後にかけて一般生菌数は 2 オーダー増加だったのに対し、改善後は 1 オーダー増加となり、わずかに増加率が低下したと考えられた。

今回の調査により、豚枝肉胸部の汚染原因となっている作業工程が明らかとなった。また、その情報をと畜業者に提供し意見交換することで、作業をより衛生的に改善することができた。しかし、今回の結果は更なる改善の余地があり、今後も枝肉汚染を改善するための具体策についてと畜業者と検討を重ね、改善効果を検証するとともに衛生管理の向上に努めていきたい。

2 研究・発表一覧（平成 17 年度～26 年度）

年度	演 題 名	学 会 名 等	発 表 者 名
17	豚の肝臓 認定小規模食鳥処理施設における丸と体とささみの微生物汚染状況と衛生指導について 牛の卵巣	全食検協 第 51 回病理部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会 全食検協 第 52 回病理部会研修会	古澤 昌士 田中 美香 田中 美香
18	牛の全身に見られた腫瘍 牛、豚、鶏におけるリステリア属菌汚染状況について と畜場から出荷される枝肉等のリステリア属汚染状況調査	全食検協 第 53 回病理部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会 平成 18 年度食品衛生業務報告会	尾関 慎太郎 田中 美香 横井 伸行
19	豚の腹腔内の腫瘍 当所における「HPLC による動物用医薬品等の一斉分析法Ⅱ」と試験成績 本市と畜場の牛枝肉等の微生物汚染実態調査と衛生確保について	全食検協 第 55 回病理部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会 平成 19 年度食品衛生業務報告会	尾関 由里子 市川 隆 安藤 美保
20	牛の肺の結節 PCR による食肉加工品等の肉種鑑別 食肉衛生検査所における残留動物用医薬品等の検査状況	全食検協 第 57 回病理部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会 平成 20 年度食品衛生業務報告会	田中 美香 市川 隆 東 弓夫
21	牛の胸腔内腫瘍 豚の多発性腫瘍 ナイフに塗布した大腸菌の温湯中での消長	全食検協 第 59 回病理部会研修会 全食検協 第 60 回病理部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会	松尾 康博 鈴木 佐緒里 小島 恵子

年度	演 題 名	学 会 名 等	発 表 者 名
22	牛の口腔内腫瘍 「食品に対する消費者の意識とは？」食肉衛生検査所見学者のアンケートについて	全食検協 第 62 回病理部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会	中村 小百合 松葉 玲
23	食肉の拭き取り検体における腸管出血性大腸菌 O157 等の検査法の検討	平成 23 年度食品衛生業務報告会	安藤 美保
24	豚の骨の腫瘍 豚の肝臓腫瘍	全食検協 東海北陸ブロック研修会 全食検協 第 65 回病理部会研修会	鈴木 佐緒里 對馬 真由歌
25	豚の肝臓腫瘍 牛の上顎部腫瘍 と畜場におけるシャワー式消毒槽の検討	全食検協 第 66 回病理部会研修会 全食検協 第 67 回病理部会研修会 平成 25 年度食品衛生業務報告会	對馬 真由歌 橋本 幸江 松葉 玲
26	豚の右肩部および頸部腫瘍 豚の腎臓腫瘍 豚枝肉胸部の解体作業工程別微生物汚染状況調査	全食検協 第 68 回病理部会研修会 全食検協 第 69 回病理部会研修会 平成 26 年度食品衛生業務報告会	橋本 幸江 佐橋 祐磨 岩 賢

平成 26 年度
名古屋市食肉衛生検査所
事 業 概 要

編集及び発行	名古屋市食肉衛生検査所
郵便番号	455-0027
住 所	名古屋市港区船見町 1 番地の 39
電 話	052 - 611 - 4929
F A X	052 - 611 - 7566
E-mail	a6114929@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
ホームページ	http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-14-0-0-0-0-0-0-0.html
発 行 日	平成 27 年 9 月